

全L協保安・業務G5第129号  
令和5年10月12日

正 会 員 各位

(一社) 全国LPガス協会

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（お願い）

標記について、経済産業省高圧ガス保安室より別紙のとおり依頼がありました。

本件は、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、各都道府県警察において、例年11月1日から11月30日の1か月間危険物運搬車両に対する指導取締りを実施しております。

この度、今後は全国一律の期間を定めての指導取締りは実施せず、地域の実情に応じて実施することが示されております。

なお、昨年9月にはLPガス容器を運搬する際に高速道路を走行中に荷崩れを起こす事故もあったことから、法令違反車両が運行しないようにするとともに、積載等も併せてご留意くださいますようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、法令違反車両が運行することのないよう周知徹底方よろしくをお願いいたします。

以 上

発信手段：Eメール  
担当：保安・業務グループ 森、橋本、國坂